

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第八十号）
（審査指導室）

- 一 改正の要旨
地域事務所税務局の所掌に属する県税に係る公売保証金及び差押物件公売代金等の出納及び保管事務を税務室長が行えるよう必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年九月十三日

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第八十一号）（建築指導室）

一 改正の要旨

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、防災街区整備地区計画の区域内の建築物の容積率に関する制限の緩和に係る認定の申請において添付する図書等を定めるとともに、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日